

# 愛知県及び名古屋市における化学物質の適正管理 と条例に基づく届出の留意点について

愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課  
名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課

# 本日本話しする内容

1 愛知県及び名古屋市の条例（化学物質関係）  
について [3～13ページ]

2 条例に基づく届出の留意点と電子化について  
[14～25ページ]

3 化学物質の適正管理（自然災害による化学物  
質等の漏えい事故への対応について）  
[26～38ページ]

# 本日本話しする内容

1 愛知県及び名古屋市の条例（化学物質関係）  
について [3～13ページ]

2 条例に基づく届出の留意点と電子化について  
[14～25ページ]

3 化学物質の適正管理（自然災害による化学物  
質等の漏えい事故への対応について）  
[26～38ページ]

# 1 愛知県及び名古屋市の条例（化学物質関係） について

県民の生活環境の保全等に関する条例

名古屋市を除く愛知県内の全市町村で適用

（豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市においては、  
愛知県事務処理特例条例により事務を移譲）

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

名古屋市内で適用

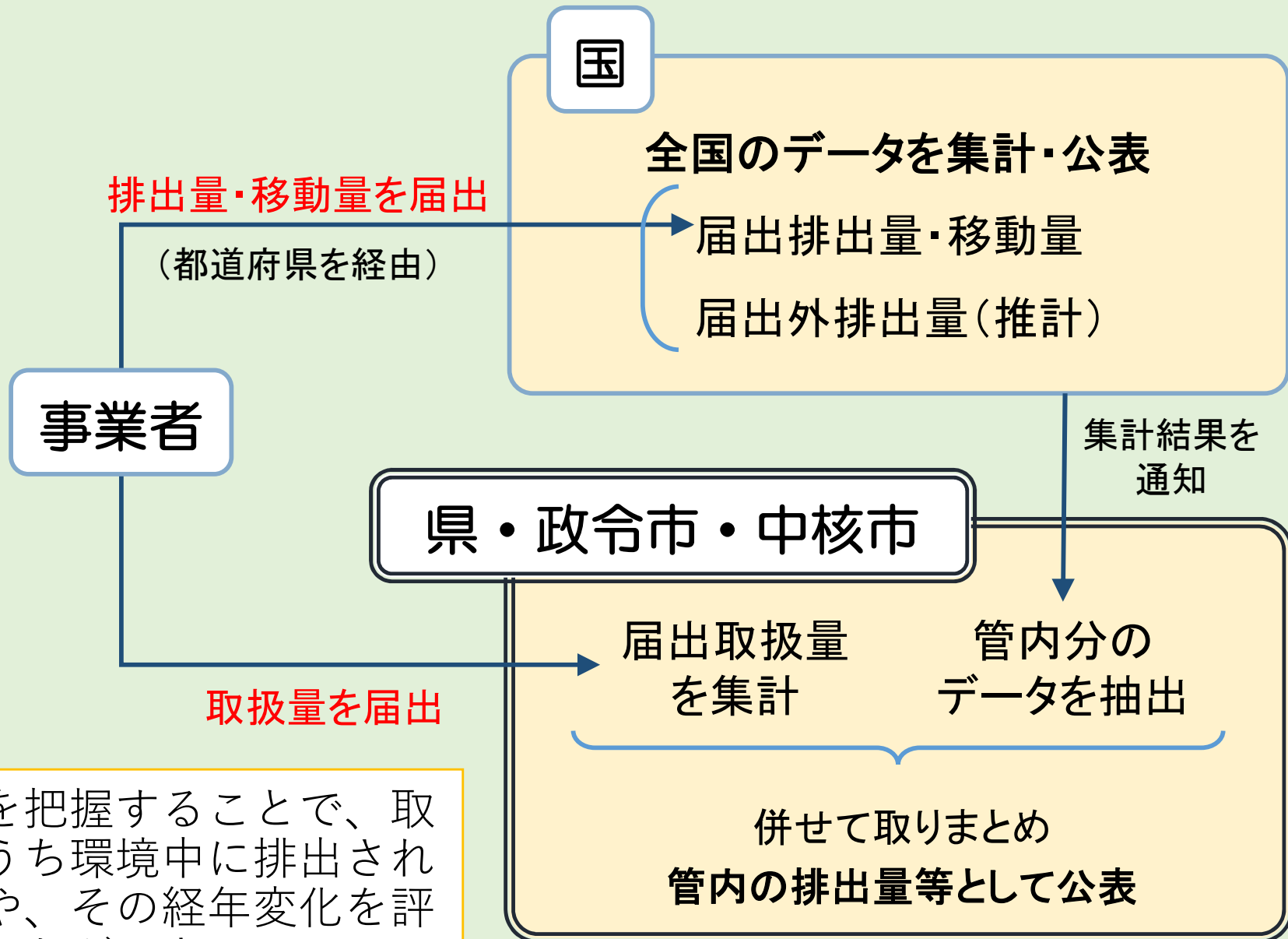
# 愛知県及び名古屋市条例の概要（化学物質関係）

	概要	対象	愛知県条例	名古屋市条例
①	化学物質適正管理指針に留意し、化学物質を適正に管理	化学物質を取り扱う全事業者	第67条第3項	第47条
②	<b>特定化学物質（＝法の第一種指定化学物質）の取扱量の把握・届出</b>	化管法でPRTR制度の対象となる事業者（特別要件施設のみを有する事業所を除く）	第68条第1項 第68条第2項	第48条第1項 第48条第2項
③	特定化学物質等（適正）管理書（注1）の作成・提出／届出（注2）	②の事業者のうち、 <b>事業所単位</b> で従業員数21人以上 <b>（20人以下の事業所について、名古屋市条例は作成の努力義務）</b>	第69条第1項 第69条第2項	第49条第1項 第49条第2項
④	特定化学物質等適正管理書の周辺住民等への内容説明	②の事業者のうち、事業所単位で従業員数21人以上	<b>（該当なし）</b>	第49条第3項
⑤	事故時の応急措置等の実施、内容等の届出／報告（注2）	同上	第70条第1項	第50条第1項

（注1）愛知県条例では「特定化学物質等管理書」、名古屋市条例では「特定化学物質等適正管理書」が正式名称です。

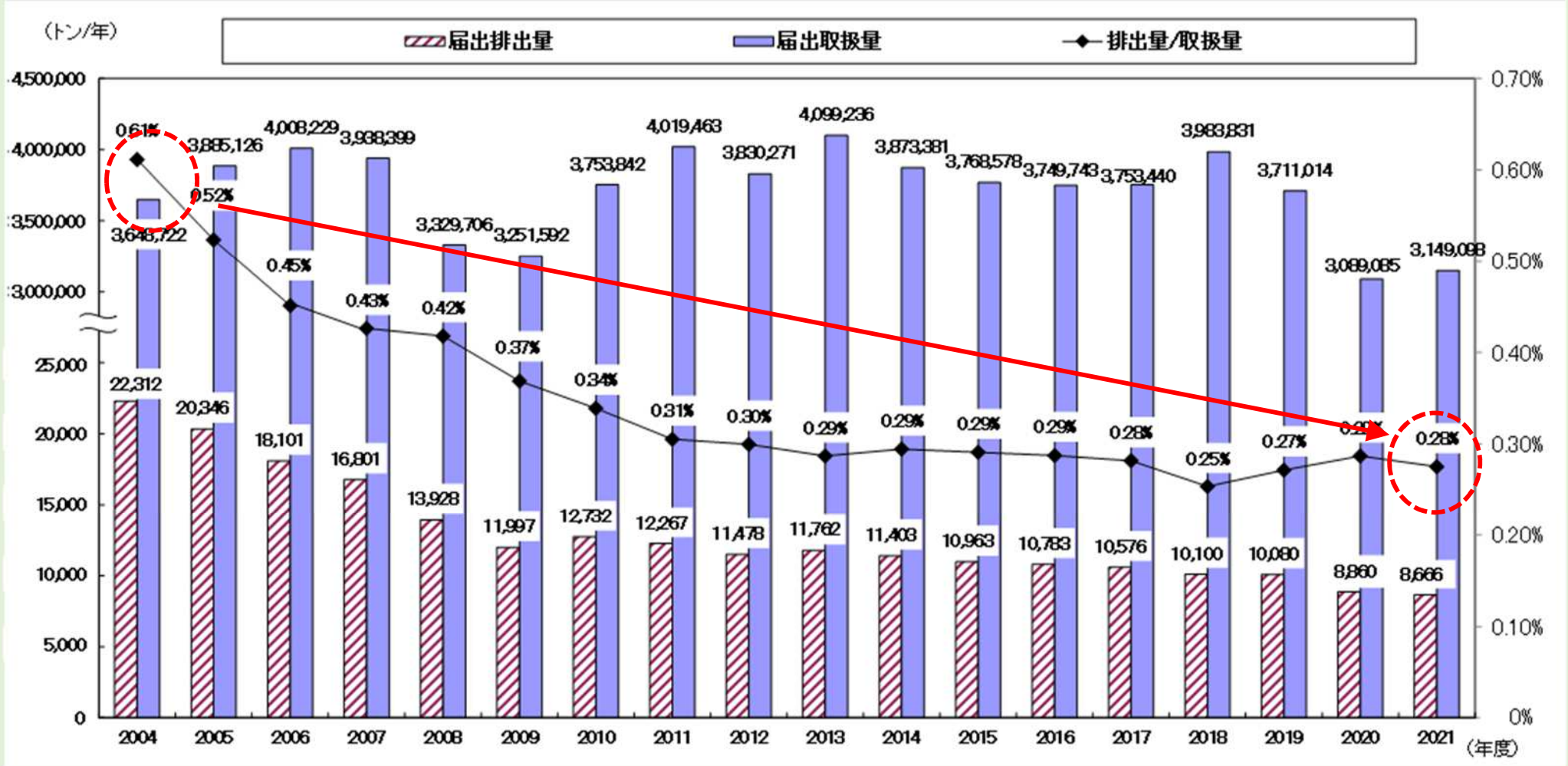
（注2）愛知県条例と名古屋市条例で手続きが異なる場合、スラッシュ（/）で区別しています。

# PRTRデータの集計・公表に係る化管法と条例との関係



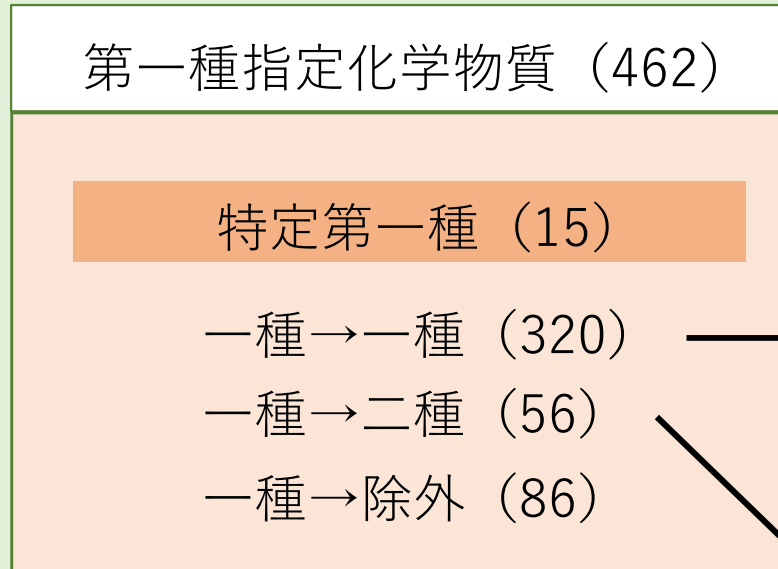
取扱量を把握することで、取扱量のうち環境中に排出される割合や、その経年変化を評価することができる。

# 愛知県内の届出取扱量に対する 届出排出量の割合の推移

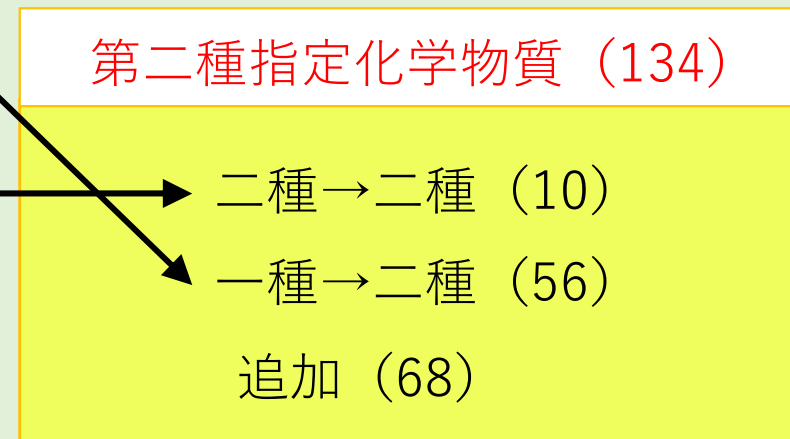
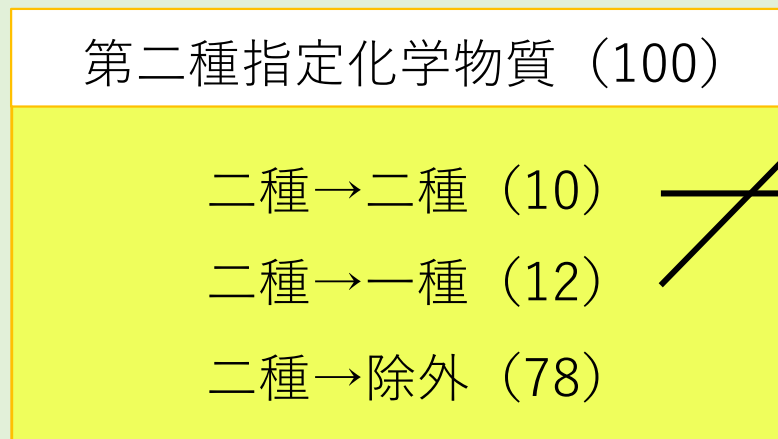
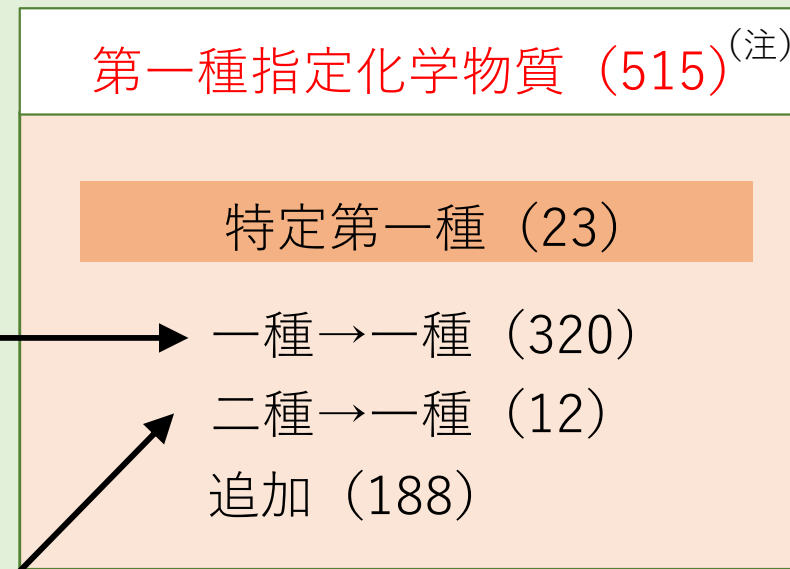


# 指定化学物質の見直し

<改正前>



<改正後>



(注) 改正後の第一種指定化学物質が520ではなく515物質となるのは、構造が類似する物質等の統合や分離があるためです。



# 指定化学物質の見直し

- 施行日：令和5年（2023年）4月1日
- 排出量等の把握は令和5年度（2023年度）から
- 届出は令和6年度（2024年度）から（改正政令附則第2項）

## 改正政令施行

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
把握	改正前の 第一種指定化学物質	改正後の 第一種指定化学物質	改正後の 第一種指定化学物質
届出	改正前	改正前	改正後

# 愛知県及び名古屋市条例の概要（化学物質関係）

	概要	対象	愛知県条例	名古屋市条例
①	化学物質適正管理指針に留意し、化学物質を適正に管理	化学物質を取り扱う全事業者	第67条第3項	第47条
②	<b>特定化学物質（＝法の第一種指定化学物質）</b> の <b>取扱量</b> の把握・届出	化管法でPRTR制度の対象となる事業者（特別要件施設のみを有する事業所を除く）	第68条第1項 第68条第2項	第48条第1項 第48条第2項
③	特定化学物質等（適正）管理書（注1）の作成・提出／届出（注2）	②の事業者のうち、 <b>事業所単位</b> で従業員数21人以上 <b>（20人以下の事業所について、名古屋市条例は作成の努力義務）</b>	第69条第1項 第69条第2項	第49条第1項 第49条第2項
④	特定化学物質等適正管理書の周辺住民等への内容説明	②の事業者のうち、事業所単位で従業員数21人以上	<b>（該当なし）</b>	第49条第3項
⑤	事故時の応急措置等の実施、内容等の届出／報告（注2）	同上	第70条第1項	第50条第1項

（注1）愛知県条例では「特定化学物質等管理書」、名古屋市条例では「特定化学物質等適正管理書」が正式名称です。

（注2）愛知県条例と名古屋市条例で手続きが異なる場合、スラッシュ（/）で区別しています。

# 特定化学物質等（適正）管理書について

- 管理書の様式に規定はありません。  
（「特定化学物質等管理書作成提出書（愛知県）」または「特定化学物質等適正管理書届出書（名古屋市）」に管理書添付の上提出
- 化学物質適正管理指針（管理指針）に従って、事業所の実情に合った管理書を、特定事業所ごとに作成してください。

## 【管理書の内容】

- |                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| ○ <u>愛知県</u> （化学物質適正管理指針） | ○ <u>名古屋市</u> （化学物質適正管理指針） |
| ①管理方針及び管理計画               | ①管理方針及び管理計画                |
| ②化学物質の名称                  | ②取り扱う特定化学物質の名称             |
| ③管理組織                     | ③特定化学物質の取扱施設における管理方法       |
| ④取扱施設における管理方法             | ④事故の未然防止対策及び事故時の措置         |
| ⑤事故の予防及び事故発生時の措置          | ⑤管理組織                      |

# 特定化学物質等（適正）管理書について

今回の第一種指定化学物質の変更に伴い、条例で定める特定化学物質も変わることから、次の場合、**特定化学物質等（適正）管理書**（以下「管理書」という。）の作成又は変更が必要になります。

これまで管理書の対象外だったが、今回加わった物質を一定量取り扱っている。

➡ **取扱量等の要件に該当した日から6カ月以内に作成し、提出／届出**

※指定化学物質の見直しにより、新たに届出を行う事業者は令和6年10月1日までに管理書を提出する必要があります。

既に管理書を作成しているが、今回加わった物質も一定量取り扱っている。

➡ **取扱量等の要件に該当したら速やかに既存の管理書を変更し、提出／届出**

※ 愛知県条例において、既に管理書を提出していて要件を満たさなくなった場合、廃止報告書を提出いただくようお願いしておりますので、窓口にご相談ください。

**取扱量等の要件該当後、6ヶ月を超えて未提出の事業者は、早急に提出するようにしてください。**

# 愛知県及び名古屋市条例の概要（化学物質関係）

	概要	対象	愛知県条例	名古屋市条例
①	化学物質適正管理指針に留意し、化学物質を適正に管理	化学物質を取り扱う全事業者	第67条第3項	第47条
②	<b>特定化学物質（＝法の第一種指定化学物質）</b> の <b>取扱量</b> の把握・届出	化管法でPRTR制度の対象となる事業者（特別要件施設のみを有する事業所を除く）	第68条第1項 第68条第2項	第48条第1項 第48条第2項
③	特定化学物質等（適正）管理書（注1）の作成・提出／届出（注2）	②の事業者のうち、 <b>事業所単位</b> で従業員数21人以上 <b>（20人以下の事業所について、名古屋市条例は作成の努力義務）</b>	第69条第1項 第69条第2項	第49条第1項 第49条第2項
④	特定化学物質等適正管理書の周辺住民等への内容説明	②の事業者のうち、事業所単位で従業員数21人以上	<b>（該当なし）</b>	第49条第3項
⑤	事故時の応急措置等の実施、内容等の届出／報告（注2）	同上	第70条第1項	第50条第1項

（注1）愛知県条例では「特定化学物質等管理書」、名古屋市条例では「特定化学物質等適正管理書」が正式名称です。

（注2）愛知県条例と名古屋市条例で手続きが異なる場合、スラッシュ（／）で区別しています。

# 本日本話しする内容

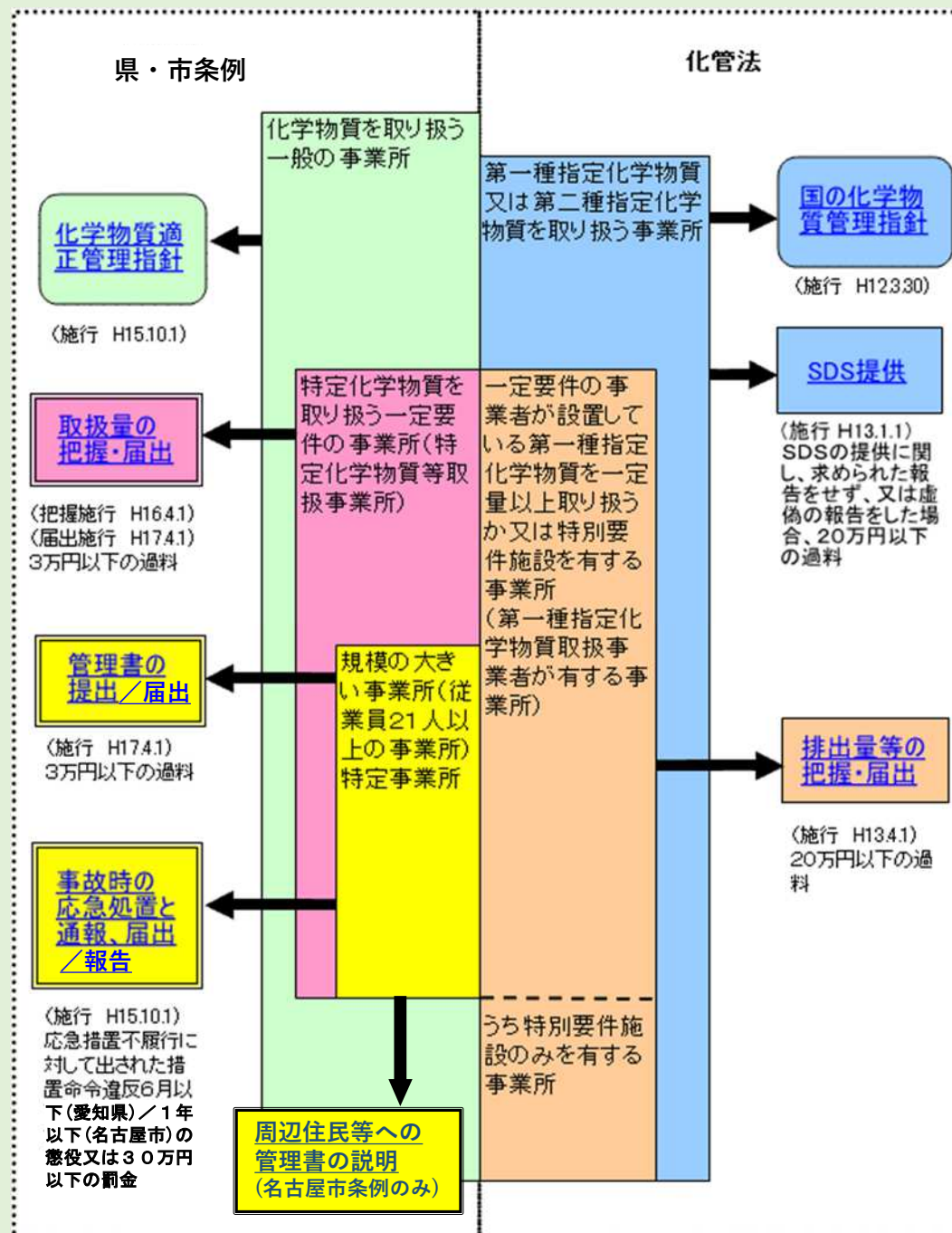
1 愛知県及び名古屋市の条例（化学物質関係）  
について [3～13ページ]

2 条例に基づく届出の留意点と電子化について  
[14～25ページ]

3 化学物質の適正管理（自然災害による化学物  
質等の漏えい事故への対応について）  
[26～38ページ]

# 化管法と条例との関係

- 条例に基づく管理指針は法より広い範囲の事業者（化学物質を取り扱う全ての事業者）に適用
- 法の排出量等の届出対象と条例の取扱量の届出対象は、特別要件施設のみを有する事業所を除いて同じ
- 管理書、事故時の措置等が適用されるのは条例のみで、事業所単位の従業員数でみる



# 2-1 特定化学物質取扱量届出について

## 県条例様式

様式第46 (第77条関係)

特定化学物質取扱量届出書			年 月 日
東三河総局長 県民事務所長 殿 市 長			
住所 届出者 郵便番号 氏 名			
(名称及び代表者の氏名)			
県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。			
事業所の名称			
前回の届出における事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所において常時使用される従業員の数	人		
	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号	
主たる業種			
特定化学物質取扱量	別紙のとおり。		
※受付欄			
連絡先	所 属		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	ファクシミリ番号		
	メールアドレス		

- 備考 1 前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 市条例様式

第12号様式 (第44条関係)

特定化学物質取扱量届出書			年 月 日
名古屋市長 様			
届出者 郵便番号 住 所			
名 称 代表者氏名			
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。			
工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等において常時使用される従業員の数			
事業者が常時使用する従業員の数(全社)			
工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード
	うち主たるもの		
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量 別紙番号(1 ~ )のとおり			
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)			1 有 2 無
連絡先	担 当 部 署		
	担 当 者 氏 名		
	電 話 番 号 等		
※ 整理番号			

- 注1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数(全社)」の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日)における人数を記載してください。  
2 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。  
3 ※印のある欄は記載しないでください。  
備考 届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

令和6年度から様式が変更となります。  
書面で提出される場合はご注意ください。



# 特定化学物質取扱量届出の注意事項について

## 県条例様式

様式第46 (第77条関係)

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

東三河総局長  
県民事務所長 殿  
市 長

①

住所  
届出者 郵便番号  
氏 名

(名称及び代表者の氏名)

県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
前回の届出における事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所において常時使用される従業員の数	人	
	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号
主たる業種		
特定化学物質取扱量	別紙のとおり。	
※受付欄		
連絡先	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	ファクシミリ番号	
	メールアドレス	

備考 1 前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 市条例様式

第12号様式 (第44条関係)

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

名古屋市長 様

①

届出者 郵便番号  
住 所  
名 称  
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		
工場等の所在地		
工場等において常時使用される従業員の数		
事業者が常時使用する従業員の数 (全社)		
工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード
	うち主たるもの	
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量	別紙番号 (1 ~ ) のとおり	
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)	1 有	2 無
連絡先	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号 等	
※ 整理番号		

注1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数 (全社)」の欄には、前年4月1日現在 (前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日) における人数を記載してください。  
2 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。  
3 ※印のある欄は記載しないでください。

## ①届出者

本社の住所、代表者名で届け出てください。

工場長名で届け出る場合は工場長名も併記し、委任状を添付してください。

(届出行為の工場長等への委任については、十分に御検討ください。)

# 特定化学物質取扱量届出の注意事項について

**県条例様式**

様式第46 (第77条関係)

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

東三河総局長  
県民事務所長 殿  
市 長

住 所  
届出者 郵便番号  
氏 名

(名称及び代表者の氏名)

県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物の取扱量について、次のとおり届け出ます。

**②**

事業所の名称		
前回の届出における事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所において常時使用される従業員の数	人	
	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号
主たる業種		
特定化学物質取扱量	別紙のとおり。	
※受付欄		
連絡先	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	ファクシミリ番号	
	メールアドレス	

備考

- 1 前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

**市条例様式**

第12号様式 (第44条関係)

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

名古屋市長 様

届出者 郵便番号  
住 所

名 称  
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

**②**

工場等の名称		
工場等の所在地		
工場等において常時使用される従業員の数		
事業者が常時使用する従業員の数 (全社)		
工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード
	うち主たるもの	
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量 別紙番号 (1 ~ ) のとおり		
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1 有 2 無
連絡先	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号 等	
※ 整理番号		

注1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数 (全社)」の欄には、前年4月1日現在 (前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日) における人数を記載してください。

注2 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。

注3 ※印のある欄は記載しないでください。

備考 届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

**②常時使用される従業員の数等**  
**PRTR届出 (化管法) と同じ項目は同じ内容を記載してください。**  
**(把握対象年度の4月1日時点の情報を記載してください。)**

# 特定化学物質取扱量届出の注意事項について

**県条例様式**

様式第46 (第77条関係)

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

東三河総局長  
県民事務所長 殿  
市 長

住 所  
届出者 郵便番号  
氏 名

(名称及び代表者の氏名)

県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
前回の届出における事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所において常時使用される従業員の数	人	
③ 主たる業種	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号
特定化学物質取扱量	別紙のとおり。	
※受付欄		
連絡先	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	ファクシミリ番号	
	メールアドレス	

備考 1 前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

**市条例様式**

第12号様式 (第44条関係)

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

名古屋市長 様

届出者 郵便番号  
住 所

名 称  
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		
工場等の所在地		
工場等において常時使用される従業員の数		
事業者が常時使用する従業員の数 (全社)		
③ 工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード
	うち主たるもの	
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量 別紙番号 (1 ~ ) のとおり		
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1 有 2 無
連絡先	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号 等	
※ 整理番号		

注1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数 (全社)」の欄には、前年4月1日現在 (前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日) における人数を記載してください。  
2 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。  
3 ※印のある欄は記載しないでください。  
備考 届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

## ③業種、産業分類番号 (業種コード)

PRTR届出 (化管法) と同じ内容を記載してください。

(業種に対応した日本標準産業分類における分類番号を記載してください。)

# 特定化学物質取扱量届出の注意事項について

別紙 **県条例様式**

※整理番号

別紙番号

番 号	管理番号	特定化学物質の名称	取扱量 (単位 kg)

備考 1 別紙が2枚以上になる場合には、別紙番号の欄に通し番号を記入すること。  
 2 番号の欄には、次号の管理番号順に番号を割り振ること。  
 3 管理番号及び特定化学物質の名称の欄には、PRTR届出（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第2項の規定による届出をいう。）の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載すること。  
 4 取扱量の単位はキログラムとして、有効数字は2桁とする。  
 5 ※印の欄には、記載しないこと。

別紙 **市条例様式**

別紙番号

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番 号	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称	年間取扱量 (kg/年)
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		

整理番号 ※

注1 別紙が2枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。  
 2 「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（以下、「PRTR届出」という。）の際に記載する管理番号の順に記載してください。  
 3 「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、PRTR届出の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。  
 4 「年間取扱量」の有効数字は、2桁とします。  
 5 ※印のある欄は記載しないでください。

**④特定化学物質の管理番号・名称**  
 PRTR届出（化管法）と同じ内容を記載してください。  
 （化管法において付与された管理番号と名称を記載してください。）

# 特定化学物質取扱量届出の注意事項について

別紙

県条例様式

※整理番号

別紙番号

番号	管理番号	特定化学物質の名称	取扱量 (単位 kg)

備考 1 別紙が2枚以上になる場合には、別紙番号の欄に通し番号を記入すること。  
 2 番号の欄には、次号の管理番号順に番号を割り振ること。  
 3 管理番号及び特定化学物質の名称の欄には、PRTR届出（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第2項の規定による届出をいう。）の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載すること。  
 4 取扱量の単位はキログラムとして、有効数字は2桁とする。  
 5 ※印の欄には、記載しないこと。

別紙

市条例様式

別紙番号

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番号	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称	年間取扱量 (kg/年)
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		

整理番号 ※

注1 別紙が2枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。  
 2 「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（以下、「PRTR届出」という。）の際に記載する管理番号の順に記載してください。  
 3 「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、PRTR届出の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。  
 4 「年間取扱量」の有効数字は、2桁とします。  
 5 ※印のある欄は記載しないでください。

⑤取扱量（年間取扱量）

有効数字2桁で記載してください。

（年間取扱量1,000kg以上、特定第一種指定化学物質は年間500kg以上）

有効数字の誤りが例年多くみられます

## 2-2 化学物質関連届出の電子化について

電子届出の割合（令和3年度把握分）

- ・取扱量届出（条例）：23.7%（名古屋市除く）
- ・PRTR届出（化管法）：64.1%

化管法届出と比べて  
電子届出が少ない

### 電子届出のメリット

- 時間と費用の削減（印刷不要、郵送・自治体への持込不要）
- 入力漏れ等のミスの減少
- 24時間届出が可能

事務負担の軽減に！

### あいち電子申請・届出システムの便利機能

#### ○再申込機能

過去に届出した内容をコピーして、新しい届出を作成可能（同一IDでログイン時のみ）

申込内容照会 → 申込一覧 → 詳細 → 申込内容詳細 → 再申込する

#### ○一時保存機能

途中で入力を中断する場合はもちろん、複数事業所届出する場合に、共通する部分まで入力して一時保存しておくことで、読み込むことで毎回同じ情報を入力する必要がなくなります。

## 2-2 化学物質関連届出の電子化について

○愛知県

あいち電子申請・届出システム



※豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の事業所については、Webページ上部の「申請団体選択」からそれぞれの市を選択することで届出できます。詳細は各市にお問い合わせください。

[https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_initDisplay)

○名古屋市

名古屋市電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



### 電子届出が可能な手続きについて

#### ① 電子情報処理組織使用届出書（化管法）

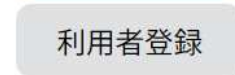
※名古屋市は書面による提出となります。

#### ② 特定化学物質取扱量の届出（条例）

#### ③ 特定化学物質等（適正）管理書の提出（条例）

# 届出方法（あいち電子申請・届出システム）

## ① あいち電子申請・届出システムにログインする



申請団体選択

申請書ダウンロード

※利用者登録がまだの方は下の「利用者登録」から登録してください（GビズIDでのログインも可能）

## ② 検索キーワード「化学物質」等で検索し、必要な届出を選択する

手続き申込

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード: 化学物質  類義語検索を行

利用者選択:  個人が利用できる手続き  法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する

分類別で探す > 五十音で探す >

手続き一覧

2023年10月27日 13時34分 現在

並び替え: 受付開始日時 降順 表示数変更: 20件ずつ表示

1

- 特定化学物質等管理書の提出（県条例）**  
受付開始日時 2023年10月13日17時10分  
受付終了日時 随時
- 県政お届け講座申込み 8-5 化学物質対策について**  
受付開始日時 2023年04月12日14時45分  
受付終了日時 2024年03月21日00時00分
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項に基づく電子情報処理組織使用届出**  
受付開始日時 2022年08月03日00時00分  
受付終了日時 随時
- 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく特定化学物質取扱量の届出**  
受付開始日時 2021年07月30日00時00分  
受付終了日時 随時

## ③ 必要事項を入力し、「申込む」ボタンを押す



# 届出方法（名古屋市電子申請サービス）

## ① 「化学物質」等で検索し、必要な届出を選択する



検索結果:

全3件

化学物質セミナーの参加申込み  
令和5年11月9日（木曜日）に開催する「化学物質セミナー」の申し込み

環境保全条例に基づくPRTR適正管理書の届出  
環境保全条例に基づく「特定化学物質等適正管理書届出書」の提出を受け付けております。

**環境保全条例に基づくPRTR取扱量の届出**  
環境保全条例に基づく「特定化学物質取扱い届出書」の提出を受け付けております。

オンラインで手続きを行う

この手続きはオンラインで行うことができます。

申請を行う人

申請リンク

**環境保全条例に基づくPRTR取扱量の届出**

注意点  
本市公式ウェブサイトよりダウンロードしたエクセルファイルを添付してください。

## ② ログイン又はメール認証を行う

### 環境保全条例に基づくPRTR取扱量の届出

入力状況 0%

名古屋市の「環境保全条例に基づくPRTR取扱量の届出」のネット申請ページです。

#### 環境保全条例に基づくPRTR取扱量の届出とは

環境保全条例に基づく「特定化学物質取扱い届出書」の提出を受け付けております。

[制度詳細についてはこちら](#)

**ログインして申請に進む**

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

または

**メールを認証して申請に進む**

## ③ 必要事項を入力し届出する

### 環境保全条例に基づくPRTR取扱量の届出

入力状況 0%

名古屋市の「環境保全条例に基づくPRTR取扱量の届出」のネット申請ページです。

#### 環境保全条例に基づくPRTR取扱量の届出とは

環境保全条例に基づく「特定化学物質取扱い届出書」の提出を受け付けております。

[制度詳細についてはこちら](#)

#### 利用規約をご確認ください

利用規約に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する

申請に進む

# 本日本話しする内容

1 愛知県及び名古屋市の条例（化学物質関係）  
について [3～13ページ]

2 条例に基づく届出の留意点と電子化について  
[14～25ページ]

3 化学物質の適正管理（自然災害による化学物  
質等の漏えい事故への対応について）  
[26～38ページ]

### 3 化学物質の適正管理（自然災害による化学物質等の漏えい事故への対応について）

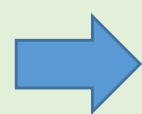
#### ○化学物質管理指針（化管法関連）の改正

「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示」が令和4年（2022年）11月4日に公布されました（同日施行）。

##### 第1 1（5）その他の配慮事項

イ 災害による被害の防止に係る平時からの取組

指定化学物質等取扱事業者は、**災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止**するため、**具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずる**こと。



**自然災害が発生した場合においても、化学物質等の漏えい事故のないよう、未然防止の対策に万全を期してください。**

### 3 化学物質の適正管理（自然災害による化学物質等の漏えい事故への対応について）

「事故」とは、発生源に起因する化学物質の漏洩・流出または平常時とは異なる環境の変化とする。

（中略）また、自然災害は事故の誘因事象の一つであるが、自然災害に起因する場合は事故が大規模化することや同時多発的に発生することもある。さらに、自然災害による電源喪失や他施設における火災・爆発といった事故に付随して発生することもある。

※地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き（環境省 令和4年3月）

災害に限らない、水質事故全般に関する内容は、本セミナーの「愛知県内における水質事故の概要及び未然防止について」で説明しています。

平常時の化学物質管理（環境リスク評価等）は、本セミナーの「化学物質の自主管理促進に向けて～PRTR電子届出や届出データの活用など～」で説明しています。

### 3 化学物質の適正管理（自然災害による化学物質等の漏えい事故への対応について）

○近年発生した化学物質等の流出事故

- 佐賀県の鉄工所から大量の焼入れ油等が流出（2019年8月）
- 福島県郡山市の複数のメッキ工場からシアン化ナトリウムが流出（2019年10月）
- 大分県の農協倉庫から農薬976品目が流出（2020年7月）

「自然災害による有害物質等の漏えい事故への対応について」

令和元年10月25日付け 愛知県環境局長通知

令和元年11月7日付け 名古屋市環境局長通知

今一度、ご確認をお願いします！

自然災害：

地震、液状化、津波、高潮、豪雨、洪水、暴風、竜巻、雷、急激な気温変化（酷暑、酷寒）、林野災害、豪雪、地滑り、崖崩れ、土石流、噴火など

※地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き（環境省 令和4年3月）

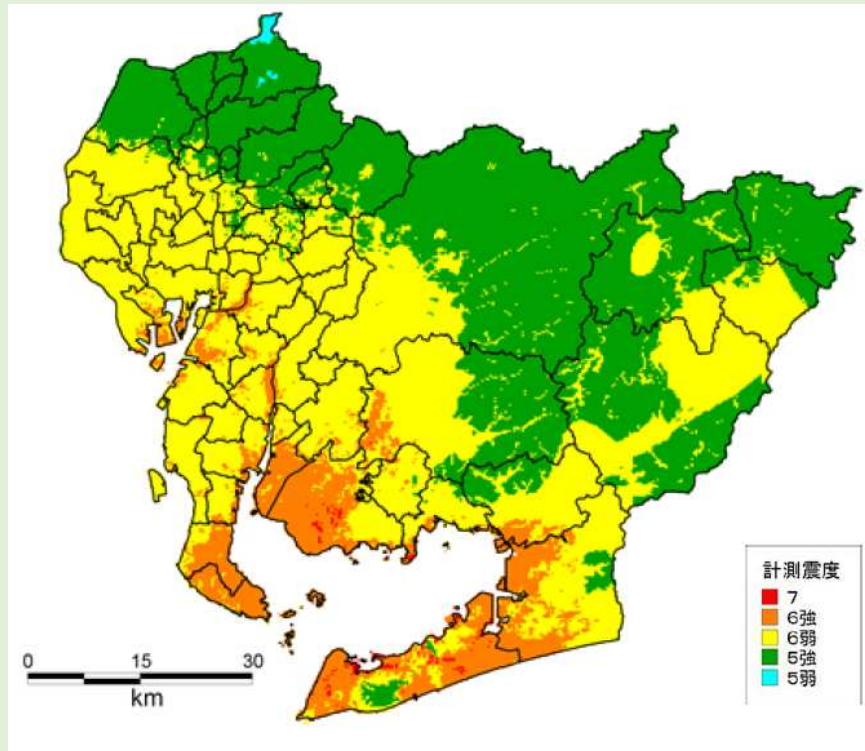
➡ 愛知県においては、**地震関連**及び**水害・浸水等**の自然災害が懸念され、対策が必要と考えられる。

# 3-1 地震関連災害について

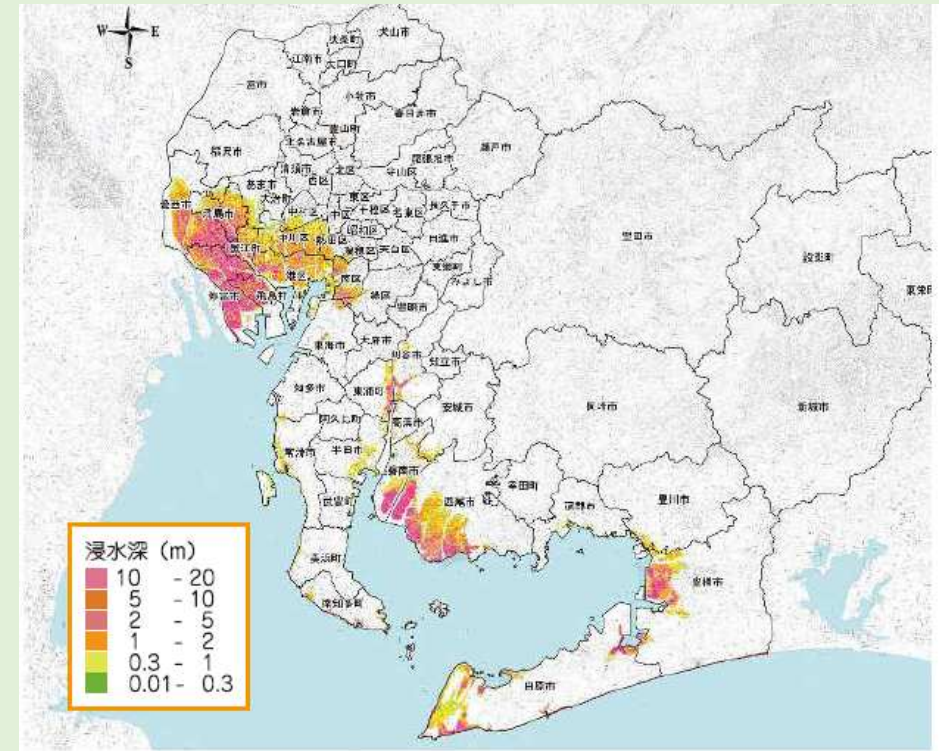
## ○南海トラフ地震

- ・ 今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70～80%。地震規模はマグニチュード8～9（気象庁：<https://www.data.jma.go.jp/svd/eww/data/nteq/index.html>）

想定される震度分布※1



想定される浸水域※2



- ※1 過去地震最大モデル：南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせたモデル
- ※2 理論上最大モデル：南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもの。

出典) 平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県 平成26年5月）  
愛知県 防災・減災お役立ちガイド 地震編（愛知県 令和3年8月改訂）

# 3-1 地震関連災害について

## ○地震による化学物質事故事例

発生年月	都道府県	化学物質	事故概要	事故要因
2004年9月	愛知県	塩化水素	塩化水素を発生させる設備の配管に亀裂が生じ、約84kgが屋外に漏洩した。	地震により配管のずれが発生し、亀裂が生じた。
2008年5月	茨城県	塩化水素	震度4の地震により、塩酸回収工程で2インチ接続配管が破損し、漏洩した。	地震の揺れによる配管の破損。
2009年8月	三重県	硫酸	地震による配管フランジ部からの硫酸10L～20Lの漏洩	4本のボルトで固定されているバルブフランジのボルトと配管の間にあるワッシャー数の不均衡及び地震の揺れによるひずみ
2010年7月	愛知県	塩化水素	純水製造用イオン交換樹脂の洗浄に用いるタンク内の塩酸の一部が、地震により揺動してスクラバーに流入、空気中の水分と反応し白煙が発生した。	地震の振動によるものと推定される。
2018年6月	兵庫県	ヒドロキシ酢酸	大阪北部地震により、保管容器が転落、破損し、グリコール酸(70%)が倉庫内に漏洩した。	劇物を高所に保管していたため。

※D.Chem-Core (国立環境研究所) <https://www.nies.go.jp/dchemcore/>

## 3-2 水害・浸水等の災害について

### ○東海豪雨（平成12年9月）

- 平成12年9月11日～12日、愛知県を中心に東海地方の広範囲にわたって大きな被害をもたらした豪雨災害。
- 積算降水量は多いところで600mm前後に上り、名古屋市周辺で多数の浸水被害が生じたほか、広い範囲で河道護岸の損壊、崖崩れ、土石流などが発生しました。
- 人的被害：死者7人、重軽傷107人  
住家被害：全壊18棟、床上浸水22,078棟、  
床下浸水39,728棟 他（県全体）



※東海豪雨（愛知県防災安全局）

### ○令和5年台風2号による大雨（令和5年6月）

- 令和5年6月2日から、本州付近の梅雨前線と台風2号の影響により、西三河南部や東部にかけて、記録的な大雨となりました。
- 人的被害：死者1人、軽傷2人  
住家被害：全壊3棟、床上浸水331棟、床下浸水711棟（県全体）

出典）愛知県Webサイト

過去の水害・浸水実績 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/kako-suigai.html>

6月2日大雨による被害情報について <https://www.pref.aichi.jp/press-release/20230602ooame.html>



## 3-2 水害・浸水等の災害について

### ○水害・浸水等による化学物質事故事例

発生年月	都道府県	化学物質	事故概要	事故要因
2000年9月	愛知県	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	集中豪雨のため、めっき事業所全体が浸水し、めっき槽のめっき液が流出した。	集中豪雨による浸水
2000年9月	愛知県	水酸化ナトリウム	集中豪雨のため、毒物劇物保管庫が浸水し、紙袋に入った苛性ソーダが一部流出した。	集中豪雨による浸水
2006年7月	長野県	トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）	豪雨災害による土石流の除去作業中に、土砂内に埋まっていたクロロピクリン缶を重機で破損したため、作業員が目の痛み等を訴えた。	農家倉庫に保管してあったクロロピクリン缶が土石流により流された。
2011年9月	和歌山県	塩化水素	台風12号による大雨で河川が増水し、工場敷地内が浸水し、屋外に保管されていた35%塩酸ポリタンク（20kg）23個（推定）が敷地外に流出した。	当該劇物の保管場所が1m程度の柵はあるものの、屋外であったため。
2018年7月	兵庫県	水酸化カリウム	大雨により工場内が床上浸水し、保管していた水酸化カリウムが雨水で溶解され敷地外に流出した。	想定外の大雨であり、保管設備の浸水を予見できなかったため。

※D.Chem-Core（国立環境研究所）<https://www.nies.go.jp/dchemcore/>

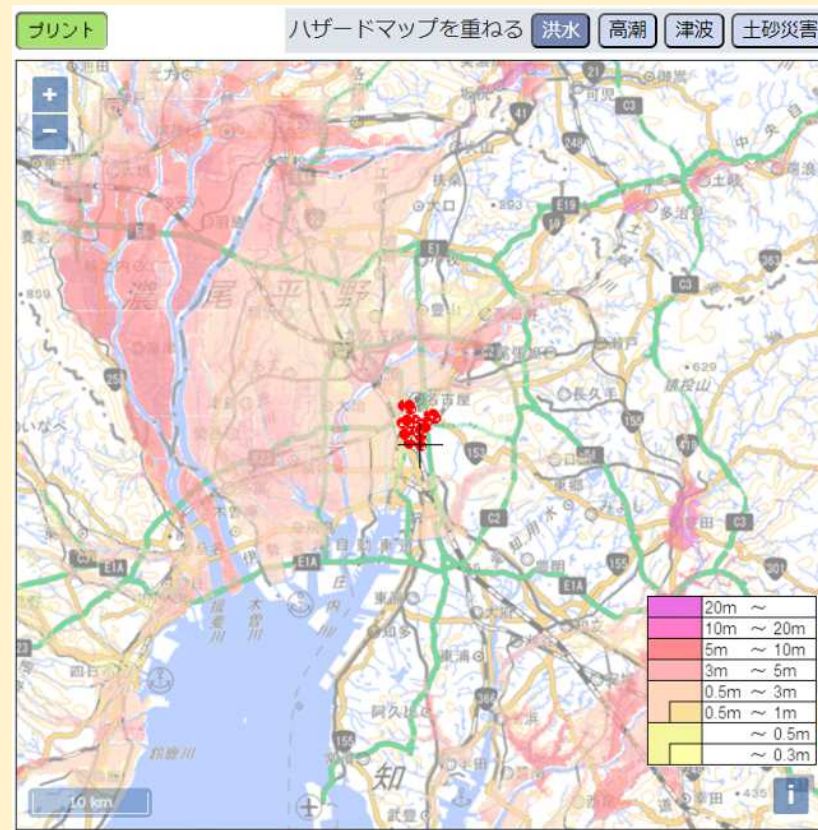
# 3-3 事故の未然防止対策について

## ①情報の収集

- 取り扱う化学物質の種類、爆発性、毒性等の性状、適用法令等  
化学物質安全管理データシート (SDS)
- 排出抑制等に関する技術情報
- 地域の防災情報
- 過去の事故事例

## PRTRデータ地図上表示システム (環境省)

PRTR情報とハザードマップを重ねて表示できるように改修 (2023年3月)



<https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/>

## NITE-CHRIP (NITE)

国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供している。



[https://www.nite.go.jp/chem/chrp/chrp\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrp/chrp_search/systemTop)

※ 「災害による化学物質の流出等を防止しましょう！」 (2023年3月 愛知県リーフレット)

## 3-3 事故の未然防止対策について

### ②取扱施設の保守管理

- 施設の点検周期及び補修基準の設定
- 点検リストの作成
- 点検及び補修等についての記録簿の作成
- 点検結果に基づく施設の修理及び改良



### ③取扱施設の整備及び改良

- 化学物質の特性や取扱量等に応じた、事故による環境影響を軽減等するための整備や改良等の対策（貯蔵タンクの溶接部分、板厚、配管のジョイント部分の点検等による整備改良等、日頃の適正管理が基本となります。）

### 化学物質アドバイザー制度（環境省）

- 化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として、一定の審査を経て登録されている方々（化学物質アドバイザー）を派遣する事業。中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

※「災害による化学物質の流出等を防止しましょう！」（2023年3月 愛知県リーフレット）

# 化学物質の流出防止に向けた対策について

## ①化学物質の転倒・落下等の防止

- 化学物質の保管棚やボンベ等が転倒しないよう落下防止柵やチェーン等により床面等と本体を固定する。
- 保管棚から薬品が落下しないよう、落下防止柵やバンド等により棚と固定する。
- 粉体薬品袋が破損しないよう、ラップやバンド等により梱包等をする。



## ②配管の破損の防止

- 地震により配管が破損しないよう、可とう性配管（フレキシブル管）等にする。



# 化学物質の流出防止に向けた対策について

## ③化学物質の拡散の防止

- 仮に化学物質が漏えいした場合であっても、被害を最小限に抑えるため、貯蔵施設の周囲に防液堤や耐性容器等を設置する。



## ④資機材の準備

- 事故時に備えて、土のう、止水板、オイル等の吸着材、保護具、消火設備等を準備しておく。



※「災害による化学物質の流出等を防止しましょう！」（2023年3月 愛知県リーフレット）  
<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/pdf/ryusyutuboushi.pdf>

# 管理書の内容について（愛知県条例の化学物質適正管理指針に基づく）

①管理方針及び管理計画、②化学物質の名称、③取扱施設における管理方法、④管理組織、⑤事故の予防及び事故発生時の措置

## < 事故予防対策 >

- ・ 取扱化学物質の危険性の周知
- ・ 取扱施設の保守管理
- ・ 取扱施設の整備及び改良
- ・ 連絡体制の整備
- ・ 避難体制の整備
- ・ 応急措置体制の整備
- ・ 事故対応マニュアルの作成
- ・ 訓練の実施

## < 事故発生時の措置 >

- ・ 被災状況の確認及び人命の救助
- ・ 事故発生時の応急措置及び通報
- ・ 周辺住民への連絡
- ・ 流出防止等の措置

管理書における事故への対応についてご確認ください。  
また、記載内容を変更（修正・追加）された場合は、管理書変更提出書を所管の事務所等にご提出ください。

詳しくは本県Webページ（化学物質とPRTR）を御確認ください。

[https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/01jigyousya/jyourei/shishin\\_kaisetu.html](https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/01jigyousya/jyourei/shishin_kaisetu.html)

名古屋市条例にも同様の化学物質適正管理指針がありますので御確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076779.html>

## 最後に・・・

- PRTR届出（化管法）及び特定化学物質取扱量届出（条例）は、**来年度から改正後の指定化学物質で届出**してください。
- 特定化学物質取扱量届出は来年度届出から**様式が変わります**。また、届出の際は、16～21ページの留意事項をご確認ください。
- **電子届出の活用を積極的**にご検討ください。
- 自然災害による化学物質等の漏えい事故を未然に防止するために、**平時から対策を講じる**ようにしてください。

愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課

名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課